

## 1. 平成26年第3回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成26年6月18日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

日程3 議案第87号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第88号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について

日程5 議案第89号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する  
条例について

日程6 議案第90号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程7 議案第91号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴

健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	三 島 哲 也
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文
建設部長	武 藤 五 郎	環境水道部長	平 澤 克 典
教育次長	細 川 竜 弥	会計管理者	古 川 甲子夫
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事務局 長	尾 藤 康 春
国保白鳥病院 事務局 長	藤 代 求	郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議会事務局 議会総務課長	長 岡 文 男
議会事務局 議会総務課長 補 佐	加 藤 光 俊		

### ◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） おはようございます。

議員各位には、連日の出務、御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には11番 清水正照君、12番 上田謙市君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（尾村忠雄君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁については要領よくお答えされますようお願いいたします。

---

### ◇ 山 田 忠 平 君

○議長（尾村忠雄君） それでは、8番 山田忠平君の質問を許可いたします。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） おはようございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

公施設の方針、それから、子育て支援事業——これはさきの3月定例議会で時間がなくてできませんでしたので、今回質問をさせていただきます。

まず、公施設等の見直しを含めた第2次行政改革が進んでおるところであります、これはあくまでもやはり合併10年を振り返りながら、今後新たな方向で進んでいくことにしっかりと取り組んでいかなければならないことだと思っております。その中で、第2次の行革で着実に進めるという方針であるということが明記されてるところであります。

その中で、まず公施設の運営方針の中で、温泉施設についてお伺いをするところであります。商工観光部長にお伺いをいたします。

市営の4温泉施設、湯の平、やまと、明宝、まん真ん中温泉、それと、和良の温泉スタンドについては、特に温泉施設については経年の劣化によって毎年修繕等、維持管理費が増高をして今後も

いく、そういった状況にあるところではありますが、年度ごとの公費の投入額、それから、過去の数年間の温泉施設ごとの市費の投入の推移、それから、特に温泉施設、昨今では入込客もどうかと言われておる状況の中で、そういった入込客数、収支状況についての報告をいただき、その中でピーク時との比較も含めて推移をお伺いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） それではお答えをさせていただきます。

お手元のほうに、けさほど温泉施設の実績というA4横の表をお配りをしております。そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、決算額を拾い上げたものでございます。関係するものを拾い上げたものでございます。また、御質問の趣旨に基づきまして、市として支払っておる経費について積み上げ算をしておるところでございます。

まず、高鷲の湯の平温泉でございますが、市の負担額といたしましては、23年から25年までの3カ年を拾っておりますが、690万4,000円から平成25年は1,055万3,000円という市の負担額になっております。それから、やまと温泉 やすらぎ館でございますが、23年の500万円から平成25年439万7,000円といったような推移でございます。それから、美並、日本まん真ん中温泉 子宝の湯につきましては、平成23年9,358万9,000円と大変多いようございますが、これについては温泉のほうの仕入れも含む販売費も含んで一般会計のほうで見えております関係からこういう数字でございますが、平成25年について2,001万2,000円といったようなことで、1,800万円から2,000万円といったような数字であるということをお承知おきいただきたいと思います。それから、明宝温泉 湯星館につきましては、平成23年1,544万5,000円から平成25年2,338万1,000円といったような市の投入の負担をしておる経費でございます。

それから、利用者でございます。利用者につきましては、高鷲、湯の平につきましては、平成23年8万844名から平成25年9万3,054名といったような数字でございます。それから、やまとにつきましては、平成23年20万8,729人から平成25年20万8,527人といったような数字でございます。それから、美並、日本まん真ん中温泉 子宝の湯につきましては、平成23年11万6,136人から平成25年12万3,482人、それから、明宝温泉 湯星館につきましては、平成23年10万1,639人から平成25年10万21人といったような推移でございます。

また、料金収入につきましてはここに書いてございますので、またごらんいただきたいと思います。

それから、利用者のピーク時と平成25年度の比較といったことでございます。この備考欄に書いてございます過去最高というところが、ピークでございます。高鷲、湯の平温泉につきましては、

平成12年の14万9,000人という数字でございました。次に、やまと温泉 やすらぎ館、これにつきましては平成12年の27万3,000人を数えておるところでございます。それから、美並、日本まん真ん中温泉 子宝の湯につきましては、平成16年に16万7,000人を数えております。それから、明宝温泉 湯星館につきましては、平成10年の24万2,000人といったところでございます。

利用者数につきましては、年度ごとに若干のばらつきがございますが、近年はおおむね横ばいで推移をしておるものというふうにして見てとれるものでございます。

それから、最後、収支の関係でございますが、単独の団体ごとの収支ってのはこの場では申し上げられませんが、4施設合計の損益について、飲食物販等の営業によります売り上げを加えますと、1,449万円の経常利益を確保をしておるものでございます。これは温泉4施設合計の一番右端の欄に経常損益という欄がございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

ところが、この中には指定管理料として平成25年度については4温泉施設に3,629万2,000円を指定管理料を投入しておるということは、御承知おきをいただきたいと思います。

したがって、4温泉施設合計の経常利益につきましては、平成23年度2,558万2,000円の損失であったものが、平成25年度1,449万円の利益となっておりますというものでございます。

なお、和良温泉スタンドにつきましては、温泉施設というよりも湯の販売をしておるものでございますが、大体毎年年間140万円前後の維持管理経費に対しまして、40万円程度の使用料収入で推移している状況でございます。今後の有効な活用方針について、今庁内のほうで議論をしておるところでございますので、よろしく願いをいたします。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 今、それぞれの今までの市費の投入金額を含めた説明をいただきました。また、入込客数についても、ピーク時からの現況についても報告をいただいたところでありますが、一応、指定管理料のことも部長言われましたが、いずれにしても、指定管理料がゼロであっても、施設投資、設備のことについては、これはかかってくることでありますので、全てのことについて現状は余りよくないという状況でありますので、まず、その認識と、それから、こういったことをくみながら、経年の劣化によってますますふえるということが現状のことであります。

このことにつきましては、今後やっぱり取り組みについて2次に掲げられておるように、どうするかということが急務な課題になると思いますので、そういうことと、それから、明宝温泉につきましては、御承知のように26年度に木質バイオモデル事業として1億4,200万円ほどの投資をするわけですが、この温泉施設の管理、いろんなことにつきましても、それぞれ商工観光部のみでなしにいろんな部にまたがったりすることもあると思いますが、できたら各どの部署に、例えば、温泉施設については全てのことの運営についてはこういう部にまたがったりしてことをちょっと報

告いただくとともに、それから、明宝温泉について、一応行革の方針では早く民営化あるいは譲渡っていうなことも全体的なことの公の施設の目標にあるわけですが、今回の1億4,200万円ほどの投資をした場合に、償還期限は恐らく20年なんです、そうすると20年は市営で営業をするのかということについての方針を、お伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、この市の持つております4つの温泉施設、現在は全て指定管理という形で第3セクター等に日常の運用をお任せをしているわけでございますけれども、そもそも合併前の町村時代にどういう目的でつくったかということを考えますと、それは1つは、当時は高齢者等の福祉というような意味もございましたでしょう。そしてまた、地域の雇用の確保というようなこともあり、また、こうした魅力のある温泉施設というものを整備することによって、外から観光客をたくさん呼びをするといったような目的でつくられたものだというふうに承知をいたしております。

したがって、いろんな要素を持つておるわけでありまして、施設の性格からいって、御指摘のようにでき得る限りやはり利用客のいわゆる入湯料といいますか、そういうようなもので、でき得る限り運営をしていけるということが必要であるというふうに思っております。

そういう意味で、行革の方針としてもでき得れば今後できるだけ早い時期に民間化といいますか、そういうようなものを図りたいというような思いを持っておりますが、現在のところは、先ほど商工観光部長が説明をしましたように一定の500万円とか1,500万円という指定管理料というものを前提にし、なおかつ、かなりのいろんな修繕とかそういうようなものについても市が持つということも前提にした上で、経常損益が全体としては最近ようやく黒字が出るようになったということではあります。

したがって、まずは、できる限り指定管理料なしでも少なくとも経常損益が黒字になるような、そういう努力をしてもらいたいというふうに思っております。そういうものがなければ、なかなかやはり民間経営といっても現在指定管理をしていただいているところについても、簡単によしわかったというわけにはいかないところがあるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

そういう意味では、できる限り、現在もう非常に指定管理を受けていただいているところがそれぞれ努力をしていただいております。そういうその努力を多とするところでもありますけれども、さらに一層いろいろと工夫を凝らしていただければというふうに思っております。

それから、この4つの温泉につきましては、所管は一応商工観光部の観光課のほうで行っておりますけれども、関係するところでは、例えば、いろんな福祉の面での配慮といいますか、そういうようなことをするという意味では健康福祉部もかかわっております。それから、今回湯星館のいわ

ゆる木質ボイラーの導入については、これを林業構造改善事業の一環としてそういう国の補助金を導入して行うということから、農林水産部の林務課がかかわって一緒になってやってるというものでございます。そういう意味では、関係する部署が複数にまたがってるということではございませんけれども、それぞれ本庁の各部課、そしてまた、このそれぞれの温泉を抱えている各振興事務所、こういったところとしっかり連携をとりながら、私たちもできるだけ成績が上がるようにしてまいりたいというふうに思っております。

なお、今回の湯星館について、そういう林構事業によって木質のボイラーを導入をするということでもありますので、これはただ木質のこういうボイラーというようなものを公の施設に導入するという、実証的、実験的な意味、これが林業等に及ぼす影響等も期待をしながらの導入でございます。そういうものでございますので、御指摘のように一定期間は、これをすぐ民間に譲渡ということにはならないかもしれないというふうに思っております。こういう補助金を導入しますと、いろんな制約もございますので、今後、中長期的にはそのようなことも考えながら事業を導入してまいりたいというふうに思っております。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 温泉の施設について市長方針的なですけども、それぞれのやっぱり言われたように目的を持って旧の自治体でやられたこともありますけども、かといって、やっぱり合併になってからは、それをプールの的に考えましょうってことも、これも市としてやったわけですか。

そうなると、例えば、施設ごとに切り離してでもいいからやっぱりしっかりとした方向を、譲渡するとか、あるいは、独立採算でやってもらうとかっていうなことを含めながら、そういうことのために、例えば、買い取って企業がやるよってことがあれば、そういった地域の条件も含めてそういう話しをしながら進める方向もあるんじゃないかってことを思いますので、これはまた後で含めたことで、そういう方向も取り組みながら、やっぱり温泉全体、郡上の温泉を全部一括りでこうだっている方向のないように取り組みをしてもらいたいってことを要望いたしておきます。

次に、公施設全般のこれも運営の方針で、水野担当部長にお伺いするわけですが、旧町村で設置された観光産業振興施設が多数あるわけですが、それぞれ第3セクター、あるいは、指定管理によって経営をされてるんですけども、そういったことの施設年度ごとの収支、あるいは、投資額はどの程度かっていうことと、それから、それぞれ例えば温泉でも今各部にまたがっておるということと言われるけども、行政的にいうとそれが縦割りで、もちろん補助金をもらったりというようなことは、それはその担当に行かないかんかもわかりませんが、運営とか経営をやる場合には、例えば温泉施設のことを言えば、温泉施設一括りで統括してここで受け持ってやるんだということもやっぱり必要でないかと思うんです。

そういったことで、万が一そうなった場合に、特に水野部長は大和総合開発でも実績がありますが、全体的なもんが受けてやれるんかどうかっていうことも、これは個人的に主観でも結構です、市の方針が出ればそういうことになろうと思いますが、今の担当部長としての考えをお伺いをいたします。お願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部付部長 水野正文君。

○商工観光部付部長（水野正文君） それでは、ただいまの御質問についてお答えをしたいと思います。

旧町村時代につくられた施設は、現在合計51施設あります。その中で、今御質問の郡上市が25%以上出資している産業振興施設のうち、いわゆる第3セクターが管理しております施設の収支状況過去3年間を、数字はちょっと省かさせていただきますが、黒字か赤字かで法人数を述べさせていただきます。

平成22年度、9法人中黒字が6法人、赤字が3法人であります。23年度が、9法人中黒字が7法人、赤字が2法人であります。24年度、9法人中黒字が8法人、赤字が1法人でありました。

過去3年を見ると、それぞれ法人の皆さんの努力により徐々に赤字法人は少なくなってきております。ただし、単年度黒字であっても、次期繰り越し収支額がマイナス法人は4法人あります。

それでは、次に投資額についてお答えさせていただきます。

温泉、道の駅、観光の用途別に分類し、報告をさせていただきます。

温泉施設4施設ありますが、24年度5,781万9,000円の投資をしております。25年度が5,804万6,000円の投資をしております。26年度6,888万4,000円であります。

道の駅が7施設ありますが、24年度2,375万8,000円、25年度2,433万6,000円、26年度が6,278万4,000円であります。

観光施設8施設ありますが、24年度1,941万8,000円、25年度952万円、26年度2,008万4,000円あります。

合計しますと、24年度が1億99万5,000円の投資をしております。25年度が9,190万2,000円、26年度が少し多いですが、1億5,175万2,000円の投資をしております。

以上のように、先ほども御指摘ありましたが、温泉は経年劣化により設備費、修繕費がかさんできておるのは事実であります。道の駅の26年度少しかさんでおりますが、これは今回から白鳥の特産物振興センターの改修費を今回26年度予算に加味しておりますので、ふえてきております。また、観光施設8施設ありますが、この施設も御存じのように経年劣化が進んでおりますので、維持するには毎年経費がかさんできておるのが事実であります。

それから最後に、温泉を一括りで経営できるかできないか。市の職員として今の立場であれば、今の最大限の施設を有効利用しながら、人材、設備、そういうものの管理をいかに徹底してやるか



ということでは、できると思います。

ただし、経営者には今の時点ではなれません。それははっきり言うておきますが、市役所を辞して、もしやれということあれば、やる気概は持っております。

以上です。

(8 番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) それぞれの現状について、報告をいただきました。そしてまた、市長の温泉施設の方向についてもいただきましたが、この中で私も公施設の地域内施設の連結経営ってことを提案をさせていただいたんですが、これは前、23年度か24年度でしたか、地域審議会にも振っていただきました。その中でなかなかやっぱり方向性も、責任を持った地域の回答も出てこないわけですが、10年を振り返ってこれからいくことについての、それぞれの施設は特徴があったり、簡単に言うと、利益が上がる、あるいは、もうからない施設、いろいろがあったんですが、やっぱり旧合併前については首長が地域全体の経営を把握しながら、地域の中でそれらを補完し合って全体的に経営が成り立つようにされてきたわけですけども、合併後についてはその辺が施設ごとの分離、あるいは、指定管理、第3セクター、いろんな形でなっております。

そうすると、言葉的にどうかと思いますが、不採算の経営状態の悪いものは市のほうに委ねてしまえばよいという感覚は、どうかと思うんです。そんなことがなきにしもあらずであります。

やっぱりそういったことを考えると、郡上八幡の産業振興公社、あるいは大和の総合開発など、地域の中で中心となって地域ごとの各セクターあるいは事業展開をやっておるわけですが、そんなことを含めながら、そういう連結経営をするような視点でのマネジメントをすることが求められる、そんなことを思うところであります。

また、先ほど言われましたように市内の統一的な公施設の関係をやっぱり、されて、これは企業経営ですから事業ですので、私は行政とは異なることだと思うんです。そのためには、やっぱり企業経営の感覚を持ってそのことに取り組むということが大事でありますので、そういうことからすると、全体的にやっぱりそういう手腕を発揮できる方向の一括にまとめたこと取り組みも重要でないかと思っておりますので、その辺を含めて温泉施設も全てを絡んだ視点で市長の考えをお伺いいたします。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 今御指摘ありましたように、例えば、八幡ですと八幡産業振興公社というのが市の幾つかの施設を指定管理者として受け持っていておられます。また、大和においても大和総合開発株式会社とその複数の施設を受け持っていておられると。こういう形に単一の主体が、確かなかなか採算の難しいものも含めて持っていておられるということは、そういうものも採算

のとれるものの利益によって吸収していただけるという利点があるというふうに思います。

この辺は産業観光施設だけでなしに、よく議論になります市の社会福祉協議会に大変複数の福祉施設を指定管理者として引き受けていただいておりますが、中にはこれは採算という用語があるかもしれませんが、やっていけるところと、なかなか難しいところとありますが、全体として受けとめていただいていると、こういうことでありますので、でき得ればそういう形で将来的に不採算のものも含めて吸収していただけるような体制をとるということが、非常に望ましいと私も思っております。

この線に1歩近づいたのが、これは第3セクターではありませんが、株式会社白鳥が今回幾つかの複数の施設を指定管理者として受けとめていただいておりますので、総合的にまさに連結経営の発想でやっていけるのではないかとこのように思っておりますけれども。

そのほかの地域はお互いに、例えば、株式を持ち合ったりとか、そういう出資の状況で関係があったり、そういうような形をしておりますし、あるいはまた、中にはそれぞれの地域でそういうものをつくられ、かつ、長い間運営をされてきたという歴史があるものもございますので、一挙に例えばそれぞれの八幡、大和型にしていくという意味での地域連結経営は、そんなにたやすいものではないと、あるいは、それを無理やりやっても果たしていいかという問題もあると思っておりますので、今後考えていきたいと思っておりますが、ただ、御指摘のようにできるだけそういう各種の施設が相乗効果を持つようにといたしますか、全体的な視点から経営、運営をしていくことは大事なことでありますので、それはやはり現在それぞれの施設の指定管理者等がそれぞれの地域ごとに、できるだけ例えば大和、八幡型のような効果が出るような形の経営をやっていく必要があると。そういう意味では、密接な連携というものは必要であるというふうに思っております。

そういう意味で、先ほど御指摘のこの郡上市の行政としての指導体制というか、そういうものもどうなんだと、こういうことでございますが、現在のところは施設の管理についてはそれぞれの施設ごとに所管課がございますのでそういうものでやっておりますが、第3セクター等の指導については、まさにただいま答弁をいたしました商工観光部付の水野部長がそういう意味では大変いろいろと経験も豊富ですし、そういう形で全体的な視点に立ちながら、今後とも指導を、助言をしていってもらうようにしてまいりたいと、このように考えております。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) ぜひとも市長が多分思ってみえるほど地域としては問題がないと私は思いますので、それによってやる気を持ってもらって、事業を企業経営感覚でやっていただく、そして、庁内におきましても水野部長が言われましたように非常に難しい内容の中でもやっぱりそういうことを含めた、できれば統一的にやっていただきたいということを思っております。

それから、今回の明宝の湯星館の投資も含めてですが、今後のやり方はやっぱり例えば債務保証を市がやりながら、そこに責任を持って経営をやっていただくってことも1つの手だと思いますので、そんなことを含めながら、いつときは各地域においてリゾート温泉レジャー、あるいは華やかな時代があったんですけども、今郡上市においては健全財政を含めた方向に向かう場合にやっぱりそういったことが大きな負担になってはいけませんので、大胆な思い切った方針転換、あるいは、対応を第2次行政改革に求めておきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目の子育て支援事業であります。

このことにつきましては、市町村子ども・子育て支援事業計画、幼保一元化を含めたことの中で取り組みはされながら、国のほうの進める想定イメージとしては27年度施行を想定ということにあるわけですが、子ども・子育て会議の設置がされて、今取り組みをされておると思いますが、その現状の報告をまずお伺いをしたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、子ども・子育て関連の3法の成立によって現実的な課題となっておりますので、市の現在の取り組みについてお答えをしたいと思います。まず1つは、子ども・子育て会議を現在は中心に事務を進めております。

平成25年の6月に15名の委員を委嘱をさせていただいて、郡上市の子ども・子育て会議を設置したことです。この事務局は、健康福祉部と、それから、教育委員会が所管をしております。

これまでのその会議の状況ですけれども、昨年11月に第1回、それから、本年の2月に第2回を開催をして、5月以降はワーキンググループを設置をして、協議を進めているという、そういう現状でございます。

その主な内容ですが、ことしの秋に策定をする子ども・子育ての支援事業の計画が主な内容です。これにつきましては、お母さん方から、あるいは、市民の皆様方からのアンケートをもとにして、要望ですとか願いですとかそういったことを少しでもその事業計画に反映をできるようにということで、現在作業を進めているのが現状でございます。

（8番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 今そういった方向で取り組みをされておるわけですが、決定でないですけども、一応先ほど言いましたように27年が国の方向的なことがありますので、市として何年度なのか、例えば、そしてまた、国のほうで進めていかれた場合にやっぱり時間的な余裕がないよっていうようなことで内部的ないろんな問題が発生をしてはいけませんので、例えば、保護者の負担額も含めてのこともありますし、それから、郡上の場合には大和、美並のように幼稚園、保育園も含めた形の取り組みは一園でされておるようなことは、やはりそういうことはどう取り組んでいかれるのか、

あるいは、幼稚園だけ言いますと、八幡町しかありません。はちまん幼稚園がありますけども、そういう方向が改革の中にも、一応、公設民営も検討ってなことがありますけども、公設民営化についての含めた考えをお伺いをしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 子ども・子育ての会議の結果の反映ということが大事だというふうには思っておりますけれども、幼保連携型の認定こども園というのが今回の法の改正による最も重要なポイントだというふうに思っておりますけども、その内容ですが、幼保連携型の認定こども園につきましては学校教育——これは幼稚園における教育という意味で理解をいただければいいと思っておりますけれども、保育、そして、家庭における養育支援を一体的に提供する施設であるということで、3歳児以上の受け入れを義務づけて、標準的な教育時間のいわゆる学校教育を提供するもの。保育を必要とする子どもには、そういう学校教育に加えて保護者の就労時間に応じた保育を提供すると。それから、保育を必要とする3歳未満児についても保護者の就労時間に応じた保育を提供するというふうにありますので、いわば保育園と幼稚園を両方の機能を担うものとして理解をしておりますが、その中で、現在やまびこ園、それから、みなみ園につきましては、幼稚園と保育園というのが同一の敷地の中で混在するという形になっておりますので、今後幼保連携型の認定こども園に移行するそういった場合の具体的な課題が何があるかということについて、検討を進めていきたいと思っております。

また、同時にはちまん幼稚園につきましては、これは学校教育施設というふうにしておりますけれども、同様に仮に移行する場合にどういった課題があるか。やまびこ園、それから、みなみ園以上に課題が大きいかというふうに思っておりますので、その点についても検討を進めていきたいと思っております。

現在のところ、民営化ということについては考えてはおりません。

なお、保育料等につきましては、細川次長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、国のほうからの通知等、現行の状態でございますが、新制度に移行しました場合の利用者負担、いわゆる保育料ということになります。これにつきましては、世帯の所得、その他の事情を勘案して、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準をもとに、国が定める基準を限度として実施主体でございます市町村が定めるというようになってございますが、これにつきましては私立ということで、公立につきましては国がこのような利用者の負担基準を定めるという予定は、現在のところはないということでございますけども、公立幼稚園につきましても現行の利用者の負担の水準ということも考えつつ、また、これ新制度への例えば移行をするということになりました場合には、保育料の形態が若干変わるということがございますので、この場合

に公立施設の役割であったり、あるいは意義、それから、幼稚園、保育園とのバランス、それから、公立と私立のバランスというものを考慮をいたしまして、最終的に市町村が判断をするということになろうかと思えます。

御質問のところにございました「大幅な」というところは、どちらにいたしましても現行を基準といたしましてということで、小幅なものはあろうかというふうに推定はされますが、大幅なところはないのではないかとこのふうになってございますが、まだちょっと決定はしておりませんので、現在はこういうところがございます。

(「進める年度的なことは、方向的なことはどうなんですか」と8番議員の声あり)

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 一応、国は27年度を目標にということですけども、決定はしとらんのですな。今その会議とか、あるいは、市の中で進めている方向の中で、国がそういうことを年度を決定すればそれにのっていかなんわけですな。そうした場合に、例えば、27年度に入って、あ、やりますよって言ったところで、いろんな形の今負担のこともあったけども、その事前の期間が必要と思いますが、そういうことの混乱のないように、また、私立と公立の関係もありますのでその辺をある程度やっぱり定めて、もう今26年の中でしょう、27年が国が例えば目標を持つとったんだけど、それが伸びておるのか、あるいはどうなんかということについて、ちょっと年度的なことを。

○議長(尾村忠雄君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) 子ども・子育て支援事業計画に反映をされていくというふうには思っておりますけども、それは現在の見通しではこの秋ということを考えております。ですから、施設についての規模ですとか、あるいは、どれだけの教育、保育に対する希望数があるかといったこと、それから、人員の配置、さまざまなことがありますので、時期については現在の段階では明言はできません。

ですが、計画にどの程度反映できるかということにつきましては、これもさまざまな条件をこれから検討をしながら、できる限りその時期に具体的な方向を出していきたいというふうに考えております。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) それぞれまた答弁いただいた内容にありますように、やっぱり公立と私立の関係の保護者を含めたいろんな関係でやっぱり混乱が起きないように、スムーズにそういった移行できるようにお願いをしますし、たまたま、みなみと大和のことを言いますと、国は一応公立幼稚園が新制度に入らないことはどうなんだっていうようなことがあるんですけども、それをやっ

ぱり基本的にはそういったことはあり得ないということです。そういうことが決まれば公立の幼稚園は必ず新制度に移行しなさいということの、どうもそういう方向ですので、やっぱりそういったことの混乱がないように今後取り組みをいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

---

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、15番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） おはようございます。質問の項目を提出してから2週間、大変長らく待ちましたし、皆さん方お待たせをいたしました。最後でございますので、前向きな御答弁がいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

質問では3項目を上げておりますが、多分ここまで行けるかどうかわかりませんが、この提出によりまして順次質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に、大きく観光という観点から御質問させていただきますけれども、景観整備からのもてなしということでございます。

いよいよ夏の観光シーズンを迎える季節となりました。物産展ですとか郡上おどりをもって、いろんな各地へ誘客キャンペーンに今盛んに行われておるところでございます。これには観光連盟、また、観光協会を中心といたしまして、各地でイベントが生まれ、多くの観光客を迎えられるよう、この準備がされておるところでございますけれども、この八幡町におきましては、春は例の福よせ雛——大変好評をいただいておりますけれども——に続き、先日の城の日・郡上八幡城新緑まつりと銘打ちましての開催でございましたけれども、平日でも本当に多くの観光客の方でにぎわっていましたが、この期間中にどれほどの入れ込みがあったのか、また、施設入場者、駐車場の状況はどうであったか、ひとつお知らせをいただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） それでは、八幡市街地の今御質問がございました新緑まつりの期間中について御報告を申し上げます。特に、郡上八幡産業振興公社が所管しております博覧館、それから、八幡城、旧庁舎記念館、それと、あと駐車場について、御報告を申し上げます。

まず、新緑まつりの期間につきましては、5月1日から5月25日までという期間でございます。まず、郡上八幡博覧館でございます。入り込みにつきましては、1万3,576人ということでございます。それから、お城でございます。これが1万6,091名と。それから、旧庁舎記念館、こちらは1万2,005名というものでございました。あと、駐車場の関係でございます。博覧館の駐車場は、

バスが332台と一般の普通の乗用車が436台と。それから、旧庁舎のほうの駐車場が、2,558台でございます。これは普通の車でございます。あと、日吉駐車場が627台、城下町プラザにつきましては、普通車が767台とバスが361台と入っておるところでございます。

概括して申し上げますと、博覧館、それから八幡城、それから旧庁舎記念館の3館につきましては、この期間中は昨年度とほぼ同数の入り込みとなっております。駐車台数もほぼ同数でございます。ただ、バスの駐車のほうが伸びております。これについては、恐らく外国人客の団体がふえたといったものと考えられます。

あともう1つ、ゴールデンウィークの期間中の特徴でございますが、5月4日に大変集中して観光客が訪れておりまして、特に八幡城の入り込みが2,633名と、過去最高となりまして、終日、駐車場あるいは市街地の道路が混雑しておる状況が見られました。

なお、宿泊につきましては、統計上、年に1遍の統計でございますもんですから、この場は申し上げることはできません。

あと、ちなみに郡上市全体のゴールデンウィークの期間中の状況でございますが、全体で31万4,000人ということでございまして、昨年よりも2万9,000人ほど減になっておるとい状況が見られました。これは、要因としては連休がたまたまカレンダー上飛び石になったこと、あるいは、連休後半に天候が崩れたということがございますし、また、もう1つの要因として消費税率のアップ、あるいは、高速道路の料金の改定が割引サービスの見直しによるものということで、節約志向が働いたのではないかということは推測をされます。

ちなみに、市内の東海北陸自動車道のインターチェンジの出入りの車の台数でございますが、ゴールデンウィーク期間中は16万4,000台と、前年比10%減というふうになっておるところでございます。

以上でございます。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ただいま御報告いただきました。減になつとると言いながらも、本当に多くの方に郡上に訪れていただいとるというようなことではなかろうかと思っておりますが、今八幡の中、平日でも町で出会う団体、そして、旧庁舎記念館等で耳にする言葉、特に団体さんですけれども、自分がどこの国におるんやろうというふうに疑わんならんような状況のときもございますが、先ほども出ておりましたように海外からの観光客というようなお話もございましたけれども、大体郡上にとどまられる時間、海外からの観光客がどの程度宿泊されるのかについてお伺いしたいのと、また、国内外問わず、いろいろと観光客がふえれば、それなりにまた問題等も出てくるのではないかという、風習の違い等でも出てくるのではないかなというふうに思っておりますが、例えば、苦

情ですとか、また逆に、こんな楽しい思いをしたというような評価の言葉等がもし届いておりましたら、その点も加えて御報告いただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 外客の誘致の関係でございます。

今、外国人の手配といいますのは、郡上市観光連盟のほうが行っておるものと、あるいは、施設のほうが直接やっておられるものとございます。我々がつかんでおりますのは、観光連盟による手配実績でございまして、直接手配数といたしましては2万2,120名、平成25年度行っております。これは前年度と比較しまして5,671名ということで、33%ほど多くなっております。

なお、この2万2,000人という数字につきましては、先ほど申しましたように観光連盟の直接手配数でございますもんですから、施設のほうで聞き取りいたしますと直接手配もでございますもんですから、恐らくやこの数倍はあるやろうという意見を聞いておるところでございます。

それから、もう1つは今の滞在時間というお話でございます。

短いものでは郡上八幡博覧館での郡上おどり体験のみということで、30分程度になります。また、これに昼食、あるいは、街並み散策、あるいは、今の食品サンプルの体験がございます。これらをセットしますと、3時間ぐらいになろうかと思えます。このようなものが今主流でございまして、宿泊につきましては、高山、下呂、金沢が大変多いと。郡上市では外客の宿泊の対応の可能施設というのが少のうございますもんですから、そちらのほうへ流れていくというものが見られます。

あと、外客のコースとして一番人気が高いのは、やはり立山黒部ルートというものと、白川郷の世界遺産がございます。そちらのほうの目的地に向かう中で、昼食あるいは休憩を兼ねて八幡市街地を散策をするといったような流れになっております。

なお、もう1点の御質問で、苦情等々という話でございましたが、特に施設側からの苦情というものはそんなに聞いておらんのですが、観光客側の御意見の中で、やはりインターネット環境です。フリーなWi-Fi環境が、大変これは日本全体の問題でございまして、おくれておるといような御意見が寄せられております。

あとは、よい意見では、やはり大変日本ふるさとの文化を体験できるということで、今八幡市街地について、あるいは、郡上市全体について、外客の人气が急速に高まっておるとい状況が見られます。

以上でございます。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 地元からすりゃあ日曜日の団体が町中道路いっぱいになって歩かれるのは、ここは歩行者天国じゃないぞと言いたいぐらい、そんなこともございますけれども、また、先日部



長も見られたかもしれませんが、フェイスブックの中に郡上八幡城へのぼったと、女性の方で。したら、「大変階段が複雑で、整備してなくて、もっと整備してくれればいいに」というような御意見があったんですが、「実際お城というものはそういうものだ」という、「他所から責められにくいように防御のために階段が複雑につくってある」というような、ほかの人からの書き込みがあって、その点では理解しとっていただけるお客さんもあるんだなというようなこと感じたところでございます。

今世間では天空ブームにのりまして、城女っていうか、何か女性の方でカメラを持ってお城をずっと回ってみえる城のファンの方も多くみえるようでございまして、町から城を眺められ、また、上へのぼって町を眺められというようなことで楽しんでおっていただくようですが、八幡城におきましては以前にも木が茂り過ぎて、なかなか城が見えないとか、景観が損なわれているというような話が市民の間からも出まして、枝打ちですとか伐採ですとか進めていただいて、眺望をよくしていただいたというようなこともございます。上から見るとこの八幡町の街の中は魚の形に見えるというようなこともございますし、また、先ほど出ておりました博覧館の2階から見窓がありまして、そこから眺めると本当に八幡城が一番美しく見える窓であるというような、そんなキャッチフレーズもあるようでございますけれども、若干今、城を下から眺めてもなかなか全体が見えないというようなお話しが出てきておるようでございますが、郡上のシンボルというこの八幡城の景観を少しでもよくすることが、おもてなしの一つとも考えるわけですが、そんなことを考えるとやはり早急な対応が必要じゃないかというふうに思っております。

これまでやはりのぼられた方、おりてこられた方、いろいろとお聞きすると、せっかくのぼったにちょっと見えなんだわいと。そして、望遠鏡も双眼鏡ですから、それも備えてあるんですけども、城からこの庁舎側のほうへ関しては若干見にくいというようなお話もございますので、一度その辺についても対応がしていただけたらと思います。

また、これまでいろいろな城のイベントについては、鉄砲隊ですとか、この新緑まつりには伊賀の手裏剣、そして、武将隊等を依頼されて、毎年大垣城の鉄砲隊ですか、あれは毎年来ておっていただくんですけども、そういう鉄砲隊なり武将隊のようなものが自前でできないか。これ八幡町だけでなく、やはり大和の篠脇城でもそうですし、そして、いろんなどころでのイベントにこの郡上の昔から言う凌霜隊のあったとことというような観点からも考えても、自前の武将隊等ができないものかどうか、ちょっとお伺いするところでございますが、お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） まず、始めのお城の景観の御質問でございます。

平成25年度中に枯死等によります不良木の除去を、場内と、それから、登山道、これについては樹木6本と、あと支障木の除去をしておるところでございます。今後も不良木については、財務課

と協議しながら適切に除去をしてまいりたいというふうにして思います。

あと、御指摘の城山の景観について、やはり木の成長に従いまして城が見づらくなった、あるいは、景観が悪くなったという意見は聞いております。現在、城の文化財調査、あるいは、八幡城の管理保存計画の策定に着手しておりますもんですから、そういったものと並行して、城全体の景観の立場で景観計画をつくりまして、除伐を進めてまいりたいというふうにして思います。

やみくもに伐採というよりも、むしろ計画的に景観整備を図ってまいりたいというふうにして思っております。よろしく願いいたします。

それから、もう1点でございます。今、自前の武将隊をとというような御提案でございましたが、これについては、八幡城、あるいは、郡上の歴史全体を目に見える形で皆さんにわかりやすく説明できるといったようなことから、非常にその効果は高いものやと思っておりますし、また、夢や話題性も多いというふうにして思っております。

今いろいろ招いております、例えば、名古屋城の武将隊等々は、ある程度プロでございまして、採算も考えながら彼らはやっていたような状況がございまして、それを郡上市に置きかえた場合にどれほどの需要があるのか、あるいは、費用対効果はどうかということもございまして、例えば、市民と一緒に市民協働の形、市民活動の中でそういったような、常設というわけには得らんかもしれませんが、例えば、イベントの折にはそういった方たちに説明していただけるような組織をつくってとか、そういったことがとれないかってことをこれから十分検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 別に、武将隊の格好をして周りを掃除しとったっていいわけですし、交通整理しとっていただいてもいいですので、その辺も考慮しながら進めていただけたら本当にありがたいと思うところであります。

ここで市長、やはりきのうの答弁の中にも森林の景観を大切にするというようなお話も市長の口から出とったようなことを思っておりますが、やはり今の武将隊にしましても観光客の入り込み状況を考えていただいた中でも、市長、どのように今後の景観から見たもてなしという観点でお考えか、お伺いをしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 景観ということでもありますけども、私は郡上の観光の生命、あるいは、特にこの城下町郡上八幡の命は、1つはやっぱりよそから来ていただいた方が、水がきれいであるとか、あるいは、街並みがきれいである、お城がきれいであるというような、やっぱり見ていただいた上でのきれいないいとこだなというふうにも思ってもらえるようなところが命であるというふうにも思い

ますので、できる限りそうした景観の整備ということに配慮をしてみたいというふうに思っております。

そういう意味で、伝建、重伝建の仕組みによる街並みの整備とかいったようなことにも十分気をつけてみたいと思いますし、城山の問題については先ほど商工観光部長が申し上げたとおりでありますけれども、樹木について私も下から見上げた景観というものを、全部木を切り払ってしまえばいいというもんでもないというふうに思っておりますので、その辺は景観ということの専門家などの意見も聞きながら、今後進めていければというふうに思っております。

それから、武将隊等の問題であります、私も観光担当部局のほうに何とか自前で武将隊できないかと、郡上には遠藤慶隆と山内一豊の妻の妹であるそういう女性の物語であるとか、凌霜隊の物語であるとか、訪れてくださる方にはやはりその土地の歴史とロマンというものを求めて、そして、そういうものがやっぱり何らかの形で感じられるようなものに出会えるというところが非常に魅力ではないかと思っておりますので、いろいろ課題はあろうかと思っておりますが、そんなこともできればいいというのが私の夢でもございます。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 大変ありがたい市長のお考えをお伺いしたところでございます。

市長、東殿山もこれは国有林ですけれども、実際上には東屋とうもありまして、以前設置していただいたんですが、昔の営林署のほうで。今、実際あそこをのぼってみると、全然効果もない、周りの木が生い茂ってまってというような状況でもありますので、あの辺の活用についてもまた一考が必要かなというふうに思っております。

今、市長の言葉の中にきれいに思っていたくというような言葉も出たんですけれども、これまでさきの質問にもありましたけれども、先日行われました都市計画のマスタープランのワークショップの中でも出ておったんですが、空き家に関する多くの意見も出されておりました。

そんな中で、今、町の中を歩くと、空き家というより廃屋と呼んでもいいようなものが本当に各所に見受けられるようでございますが、これは個人の持ち物でありまして勝手に取り壊すということもできませんし、先日も答弁もあったようですけれども、町の景観にもう本当に悪い状況でありまして、また、中ではネズミ等が発生するというようなこともあって、衛生上も悪い。また、いつその辺での子どもが入り込んだりとか、何か火遊びでもしての危険性もあるというようなことでありまして、本当に空き家というか廃屋対策が必要であろうと思っておりますし、また、景観整備事業等の問題に関連しましても何らかの対策が早くとっていただけたらというふうに思っております。

初日の2番議員の質問にもあったところではございますが、重ねての改善策についてお伺いをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 先ほどの東殿山の件につきましては、私ものぼってみまして、それぞれ説明板等があるところから町をながめようと思っても、木が大きくなってしまっていて見えないというところが多々ございました。

そういうことで、大分前になりますが、岐阜の森林管理署長さんに何とか要所要所のところでの町が見えるように間伐といいますか、何か木を切ってもらえないかというお願いはしてあるところがございます。

それから、今のいろいろ町中の景観ということで、確かに御指摘のように大変古くなった、そして、空き家になったところとかいろいろございます。御指摘のように個人の持ち物でもあるということでもありますけれども、先ほどもお話ししましたように、やはり特に八幡の町中はそういう景観ということが生命でありますので、何らかのやはり対応をしていかなければいけないというふうに思っておるところでございます。

個人の財産でございますので、どの程度、例えば、公的なお金が使えるかという問題もございまずし、いろいろ難しい問題があるというふうに思っております。

いろいろと工夫を凝らしながら、やはりできる限りの景観を美観を損なわないようにということはやってまいりたいと思っておりますが、それにはやはりまた市民の皆様の御協力ということもお願いをしていかなければいけないというふうに思っております。

（15番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 昔、東殿山にヒルはほとんどいなかったんですが、今何かやはり鹿が連れてくるとかいろんなことがありまして、ヒルも大分ふえてきたというような状況でもありますけれども、どうかひとつまたその辺につきましてもよろしくお願いをしたいと思います。

時間ありませんので、2番目の質問といいますか、夏の観光、市民の盛り上がりとサービスの充実ということで質問をさせていただきますが、これ自分の場合、郡上おどりという観点になってまうわけでありまして、白鳥おどりも含めた全体ということでの御答弁がいただけたらというふうに思っております。

今いろいろと夏になりますとというか、今の段階でもはやよそからの観光客の方とお話するときにはいつも言われますのは、「郡上おどりを皆さんも一緒に、町の人と一緒に踊られるんでしょう」というような、「踊られるんですね」というような御質問をいただきまして、そのときに、「はい」という答えがなかなか言えない状況であります。

実際に踊り場へ出かけても、なかなか市民の姿が少ない。子どもさんを連れた露店の方が見えても、なかなか踊りの輪のほうへは足が遠いようでございますけれども、去年は八幡小学校のPT

Aで「輪」ということをテーマに学校生活の中でPTAが取り組まれて、踊りも「輪」であるということから、親子で一緒に大いに踊りに参加しようというような発想があったということで、チェックカードを配られて、また、日程のうちわも配られながら、親子で踊り場へ行き踊りを楽しむ、一晩でも多く楽しんでいただくようなことになりましたけれども、そこで私も一番下の孫を連れて幾たびか行ったわけですが、市として今本当に市民のこの郡上おどりの盛り上げについてどのように考えてみえるか、近年の郡上おどり離れの声を聞く中で、市民に踊り会場へ少しでも出向かせる取り組みはとられてないように思われるところですが、親子で踊ることも1つの策ではありますけれども、さっきの「町の皆さんも一緒に踊られるんでしょう」という言葉に胸を張って「はい」と言えるような状況が今できないかなというようなことを思っておりますが、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 郡上おどりとか白鳥おどりとか、これは郡上市民にとっては先人から受け継いだ本当に貴重な文化であるというふうに思っております。

むしろ、住民の皆さんにとっては毎年行われる郡上おどりが空気のようなもので、あって当たり前というようなところから、それをやはり当り前のことで余り行く気もならんというような問題もあるんかもしれないと思っておりますけれども、やはり御指摘のように町の人、この地元の人たちが踊ってこそその郡上おどりであると私は思っております。

そういう意味で、小さいときからの学校での慣れ親しむ、あるいは、親子でいく、あるいは、職場で行くというようなこと等がやっぱり大事でありますので、いま一度やはり市民の皆様にも郡上おどりや白鳥おどりや石徹白おどりでもそうです、石徹白の民謡でもそうですし、そのほかにも各地に伝わってるそういう伝統文化というものにもう一度目を向けてもらうようなことは、呼びかけてまいりたいというふうに思っております。

そうしたことがやはりますますこの郡上の踊りの魅力をますことになるというふうに考えてるところでございます。

（15番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 今、職場へも呼びかけるというようなお話がございましたけれども、市民に呼びかける前に、市長、市の職員ももう少し積極的に浴衣を着て出ただけだと、本当に踊り会場もよりにぎわうんではないかなというふうに思っております。

以前、八幡町のころ、合併してからもあったかもしれませんが、八幡町のころはいろんなコンクール等に役場での女子、男はほとんどなかったと思うんですが、若い女性がコンクールに出られて、それはいろんな企業の間で「あそこがとってつた」、「ここが優勝してた」とかいろんな

話も出とったような記憶もございますが、できることなら市でも出していただき、また、近隣での縁日踊りには職員が率先して出るようなことも、1つの観光客へのにぎわかせるというような点でもてなしにもつながると思うんですけれども、本当にさっきから市長にお答えをいただいとるんですが、この点についても、市長、やはり今の現状を踏まえられてどのように考えてみるか、お伺いしたい。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 市役所の職員の皆さんも、例えば、健康福祉部のほうで変装おどり等についてはチームを組んで出てくれたりなんかしておりますが、できるだけやはりみずからも楽しみながらそうしたものに参加していくっていう姿勢は大事だというふうに思いますので、この前行われました庁議において、ことしの踊りシーズンにはぜひ市役所の職員もチームを組んでコンクールなどに出てほしいということを私からも要請をしたところでございます。どの程度出場があるかは楽しみでもあり、かつ、心配でもありますけども、そんなこともいま一度やっぱり原点に帰って、私たちもそれが1つの地域参加でもあるというふうに思っておりますので、大事なことだと思っております。

（15番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） よく見かける職員の方、いつも踊ってみえる方もみえますので、まるっきりないということではございませんので、できる限り皆さんと一緒に踊りの場へ行っていただきたいというふうに思っております。

次なんですけど、昨日も長良川鉄道についてのいろいろと御質問もあり、市長の答弁もありましたけれども、八幡町の旅館では観光シーズンオフのときには、長良川鉄道を利用して郡上を訪れたときに、宿泊料のうち長良川鉄道の料金をサービスされてみえる、そんな取り組みを積極的にやっておっていただく旅館もあるわけでございますけれども、今回は踊り客への浴衣について若干御意見をお伺いしたいわけでございますが、宿によっては受付で最初に予約のときに自前の浴衣をお持ちでしたら持ってきてくだされば、着付けのほうはサービスしますよみたいなことでの、随分一晩で15人というような着付けをされるようなおかみさんもある。1人で15人大変やなって言うと、「そんなことない、できますよ」ってなことで話も伺っておりますけれども、そんな自前浴衣を持参していただくようなサービスとか、また、リースの浴衣を世話したりとしての取り組みをされておるようなところでございます。

せっかくやはり女性の方が郡上おどりにみえたときは浴衣を着て、少しでもその雰囲気味わいたいというように思われること、これは当然でございますが、そんな宿泊客への浴衣のサービスについて、これ旅館の負担も大きなものがございますので、その辺についての市として積極的な支援

ができないか、また、着付けのほうだけでもそんなサービスができないかというふうに思うんですけども、御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、その前に、先ほどの市の職員の踊りへの参加ということについて、もう1つ申し忘れましたが、実際に踊りに参加するということもあるんですが、ここで強調しておきたいのは、特に郡上おどり等については市の職員は徹夜おどりの晩などは特にそうですが、毎回の晩にも縁の下の力持ちとして非常に、まさに浴衣を着て踊るというよりも、むしろいろんな毎晩毎晩の設営から、いろんなことにもう力を支えてるということも、ぜひまた市民の皆さんにわかってもらいたいというふうに思います。

それから、今の浴衣の話ですが、私もずっと見てまして、旅館、ホテルの浴衣を着て、踊りに来ておられる観光客の方、たくさんいらっしゃいますけれども、特に女性の方等について、できればその浴衣が、拝見をすると、そのままあとは布団の中へ入って寝るという寝間着に等しいような、そして、特に腰を拝見すると、細いひもで縛っておられるといたしますか、ということで、大変着くずれもしやすいし、そういうようなことで、何らかの踊りのまちとして、この浴衣、あるいは、踊りができるような服装といたしますか、そういうようなことがホテルや旅館のサービスとしてできればいいなというふうに思っております。

ただ、クリーニングとか着付けとかいろんな問題もあるんだろうと思いますが、ホテルや旅館の営業の魅力の付加という面でも、ぜひそれを挑戦してもらいたいと思いますし。それについて公的のどの程度支援できるかということは、また検討が必要かと思えます。

本当に拝見をしていて、「おもてなし」というよりは「おびなし」というような感じでございまして、ちょっと何か工夫をしてもらえると本当に訪れられた女性の気持ちにも沿うのではないかなというふうに思っていますので、こういう点についてはまた観光協会、あるいは、そういう関係者の御意見も聞いてみたいというふうに思いますが、できれば私のぜひそうした点を改善をしていければというふうに思っております。

（15番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） さっぱり1つの質問で済んでまいりましたが、次の問題は次回ゆつくりとまたやらさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。これ今行政としてどう思うというよりも、積翠園もあそこも宿泊客もあるところでございますが、しかも、そこに社長がみえるということで、まず、積翠園からそんな浴衣取り入れの考えはないか、副市長、お伺いをしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 積翠園の責任を持たしていただいて1年過ぎたわけでございますけれども、今まさにおっしゃるように、差別化して行って、どんどんどんどんある程度恒久的な旅館にしていきたいということは思っております。

ところが、今ほど市長がおっしゃいましたように、この浴衣、あるいは、帯等々のサービスについては、郡上の宿泊施設、あるいは、観光産業としてのレベルアップといったこともありますので、いち積翠園だけではなくに全体の中で考えていきたいと思っておりますし、私どもは私どものいわゆる積翠園としての考えの中で、経営形態の中で考えていきたいということを思っています。

（15番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。

これで本当に1問しかできなかつたわけですが、ここで質問ではございませんが、最後に教育長にお願いといたしますか、答弁は要りませんが、総合グラウンドについての質問を出しております。行ってみますと、徐々に小さな整備についてはやっておっていただくんですが、実はあそこ自分が高校時代に一番最初測量に行って、あそこ桑畑でひどいところでしたけれども、はや40年以上は経っておりますので、どうか総合的な整備の計画等も今後において立てていただけたらと思いますので、よろしく願いをいたしまして、質問を終わらしていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、渡辺友三君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。

（午前10時53分）

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時10分）

---

◎議案第87号から議案第91号までについて（議案質疑・委員会付託）

○議長（尾村忠雄君） 日程3、議案第87号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程7、議案第91号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの5議案を一括議題とし、議案ごとに質疑を行います。

議案第87号、議案第88号については、質疑通告はありませんので質疑を終わります。

議案第89号について、質疑の通告がありますので、発言を許可します。

6番 野田龍雄君の質疑を許可いたします。

6番 野田龍雄君。



○6番（野田龍雄君） 野田です。ちょっと読ましてもらいましたが、なぜこういう改正を行われて、その結果どうなるのかというのがどうもよくつかめません、ちょっと説明していただくといいと思いました。

もちろん常任委員会では話されると思いますけども、主にこの改正によってどのような対象者の方の利点があるのかという点に絞って、質問をしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今回の条例の改正につきましては、中国残留邦人等支援法という法令名の訂正に伴うものでございまして、市営住宅、市有住宅の入居資格のうち単身で入居できるものの規定をしとるものでございますけれども、1つの入居条件としまして、中国残留邦人等支援法の規定による支給を受けている者という条件がございますが、条例改正後におきましても、その支援支給を受けている者という条件には変更はしてございませんので、変わっていないということでございます。

もう1つの入居条件としましては、配偶者の暴力防止法等の規定による該当についてということでございますけれども、ここにつきましては、法第28条の2項の準用規定を加えるということによりまして、28条の2項というものにつきましては、内縁関係にある者からの暴力を受けた人も入居の対象になるということを明確にしたもので、市営、市有住宅の入居条件等については変わっておりませんので、特に利点とかそういうことはございませんので、よろしく願いいたします。

（「はい、いいです」と6番議員の声あり）

○議長（尾村忠雄君） 以上で議案第89号の質疑を終了いたします。

次に、議案第90号の質疑を行います。質疑の通告がありますので、6番 野田龍雄君の質疑を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） これも何でもない質問なんです、私よくこういうやつは専門的な表現があるんだから仕方ないかなと思って聞いてはおりますけども、いい機会なのでひとつ聞いておきたいと思って、質問を出しました。

1つは、この中の「やむを得ない事由」というのを、「事情」に変えてあるんです。これどちらも同じような気がするんです。けれども、変えたということには何らかの意味があるんやろうということで、その辺のことをお聞きをしたいというのが1点です。

それから、もう1つのほうの、これも文章はずっと読みにくいんですけども、2ページの正誤表の新と旧をこれ見たときに、上から1行目から2行目のところに、この「母子及び寡婦福祉法」というのが「母子及び父子並びに寡婦福祉法」となっておいて、この括弧で昭和39年法律第129号と、どちらもなつとるんです。その辺がどうもちょっとどうなんかなってわからんもんで、説明を

お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 議案第90号に対する御質問、2点いただきました。

まず、1点目の「事由」から「事情」に変更した意味合いはどうかというところでございますが、今回の条例改正でございますけれども、「やむを得ない事由」を「やむを得ない事情」に改めたというところでございますが、このことにつきましては平成23年の12月に改定がされた内閣法制局によります法令審査事務提要というものがございまして、この中で特殊な用語に関する例規の表記について、「やむを得ない事由」については「やむを得ない事情」に改めるように示されたところによるものでございます。

ちなみに、広辞苑でこの用語を調べてみますと、事由という意は、直接の理由、または、原因となっている事実としてございますし、事情につきましては、物事がある状態になった細やかな様子という意になってございます。したがって、国のほうにおかれましてもこういった意を参酌しながら今回いわゆるこの事務提要の改正がなされたというふうに理解をしてございます。

それから、2点目の法律の名称の変更に関する御質問でございますが、今回条例に引用してございます法律の名称を改めるところでございますが、もとになります法律につきましては、今回、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律、これは平成26年法律第28号でございますが、この法律が平成26年4月23日に公布されたことに伴って、今回改正をお願いするものでございます。

今ほど申しましたこの長い名称のこの法律でございますが、複数の法律を改正するということになってございまして、関係をいたします母子及び寡婦福祉法の一部改正でございますが、今ほど申しました法律の中の第2条の中に、このような形で改正がなされるという形で表記がされております。

第2条でございますけれども、「母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の一部を次のように改正する」ということで、「題名を次のように改める」。その題名につきましては、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」ということでございまして、今回引用します法律につきましては、法律の一部改正に伴いまして法律の名称を改正するというものでございまして、法律の年次もしくはあわせてその番号が変更されるものではないということでございますので、よろしく願いをいたします。

（「わかりました。」と6番議員の声あり）

○議長（尾村忠雄君） 以上で議案第90号の質疑を終了いたします。

次に、議案第91号の質疑を行います。質疑の通告がありますので、6番 野田龍雄君の質疑を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） これも当然該当の委員会で論議されると思いましたが、一応質問を上げておきたいと思ひまして、上げておきました。

この課税限度額が2万円ずつの4万円上がって、高くなるわけですが、この引き上げによる増収の見込みはどのくらいになるかということや、引き上げられる対象になる階層の方の所得金額というのはどの程度なのか、この数字になるのか。それから、5割軽減と2割軽減がなされるわけですが、減収の見込みはどうなるのか、それから、影響を受ける人数の見込みをお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 議案第91号に関して、3点の御質問をいただきました。

まず、1点目の御質問でございますけれども、国民健康保険税の課税限度額の引き上げということで、後期高齢者支援金につきましては14万円から16万円に、それから、介護納付金につきましては12万円から14万円に、それぞれ2万円ずつ引き上げをお願いをするというものでございますが、このことに伴います影響でございますけれども、平成25年の8月の本算定時のデータをもとに推計をさせていただいたところ、限度額の引き上げ分の増収分につきましては、約でございますが572万円というところで試算をしております。

それぞれ2万円の引き上げということになりますので、その内訳を申しますと、後期高齢者支援金分につきましては418万円、それから、介護納付金分の増収部分につきましては154万円という内訳となっております。

次に、2点目でございますが、引き上げられる階層の所得金額はいかほどかという御質問でございますけれども、1つのモデルとして御説明を申し上げますと、御夫婦お2人と、それから、未成年の子どもさんがお2人の標準的な4人世帯というところで推計をしたところ、基準総所得でございますけれども、後期高齢者支援金分のほうで487万8,000円、収入で見ますと677万3,000円。介護納付金分のところでは、551万2,000円、収入では756万5,000円。これ以上の階層の世帯が今回の引き上げに伴って影響をうけるところで試算をしております。

また、いま1つは、御夫婦と子ども世帯という部分でのモデルで御説明をいたしましたが、65歳以上のお2人世帯ではどういった形になるかということでございますが、65歳以上ということになりますと、介護分については1号被保険者になりますので支援金分のみが対象となるということでございますけれども、基準総所得が600万円以上、収入では800万円以上の世帯が今回の改正によりまして影響を与えるというところでございます。

2つのモデルについて御説明をさせていただきました。

それから、3点目でございます。

5割軽減、2割軽減により減収見込みとなる額と、その該当の人数はいかほどかという御質問でございますけれども、今回の改正で今条例の中では7割軽減、5割軽減、それから、2割軽減としてございますが、今回の改正の中で7割軽減の変更はございません。したがって、5割軽減と2割軽減ということになりますけれども、軽減拡大によります減収分につきましては、昨年10月時点でのデータを参考に推計をさせていただいたところ、5割、2割含めます減収分でございますけれども、2,189万2,000円。該当する人数でございますけれども、802名というところで試算をさせていただきました。

ちなみに、5割軽減のほうでございますけれども、今回拡大されることによつての人数でございますが、760人、2割軽減でいきますと、対象人数でございますけれども、42名というところが加わるというところで試算をさせていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

(「よろしいですよ」と6番議員の声あり)

○議長(尾村忠雄君) 以上で議案第91号の質疑を終了します。

議案第87号から議案第91号までの5議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま、各常任委員会に付託いたしました議案第87号から議案第91号までの5議案については、会議規則第44条第1項の規定により、6月27日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よつて、議案第87号から議案第91号までの5議案については、6月27日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長(尾村忠雄君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたり御苦労さまでありました。

(午前11時27分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 清 水 正 照

郡上市議会議員 上 田 謙 市

# 議 案 付 託 表

平成26年第3回郡上市議会定例会（6月定例）

委 員 会	議案番号	件 名
総 務 常 任 委 員 会	第 87 号	郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
	第 88 号	郡上市税条例等の一部を改正する条例について
産業建設 常 任 委 員 会	第 89 号	郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する 条例について
文教民生 常 任 委 員 会	第 90 号	郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
	第 91 号	郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について